

第3節 会計に関するデータ

1 会計規模

NPO法第27条では、NPO法人の会計原則を規定しています。NPO法人は、現行法体系との整合性や、悪用への危惧等から、公益法人のひとつという位置付けで法制化されたとはいえ、収支予算書の提出については設立又は合併の時だけであり、決算書に予算額と実績額の差異を記載する必要もありません。基本財産という概念もなく、当初資産が0円でも設立することができます。

これはNPO法人の自主性、自立性をできるだけ尊重するとともに、法人の財務、会計がずさんなものに陥ることがないように、その会計の原則を法律の条文に明記しています。このように特別法に会計の原則が規定されるのは、極めて異例のことと言えます。

加えて、「特定非営利活動法人の会計は、この法律の定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。」として、次のとおり定めています。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

つまり、NPO法人も社会的責任、存在意義を考慮し、対外的に透明性を確保するために、会計について、「正規の簿記の原則」、「真実性の原則」、「明瞭性の原則」、「継続性の原則」を適用するのは当然のことです。

もっとも、単式会計（帳簿が出納帳だけ）でも差支えありません。ただしこのままでは財産目録や貸借対照表を作成できないので、資産・負債が多岐にわたるときは最初から複式簿記で処理した方が望ましいと考えられます。

2 収入金額

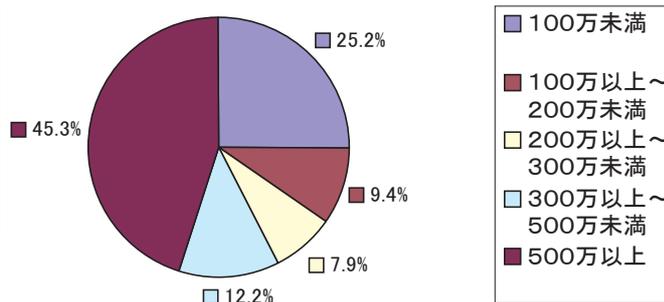
では、兵庫県内におけるNPO法人の会計規模はどのようになっているのでしょうか。

まず、収入についてですが、「500万円以上の収入がある」のは、115法人（45.3%）となっており、過半数を満たさない状況です。

一方、「100万円未満」が64法人（25.2%）、「300万円以上500万円未満」が31法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が24法人（9.4%）、「200万円以上300万円未満」が20法人（7.9%）となっており、会計規模の小さな法人が過半数以上を占めているのが現状です。

<会計規模（収入額）>

区 分	法人	%
100万未満	64	25.2
100万以上～200万未満	24	9.4
200万以上～300万未満	20	7.9
300万以上～500万未満	31	12.2
500万以上	115	45.3
合 計	254	100.0



3 収入の内容

NPO法人の収入としては、法人の社員、会員、構成員から集める「会費・入会金収入」、特定非営利活動に係る事業及びその他の収益事業による「事業収入」、市民、企業などの善意から寄せられる「寄附金収入」、そして、行政又は助成団体等からの「助成金・補助金収入」などが考えられます。

「会費・入会金収入」がある法人は、約9割近くを数え（222法人・87.4%）、事業収入や寄附金収入だけではなく、法人内の社員、会員、構成員から集める会費・入会金収入で事業及び活動を行っていることがわかります。

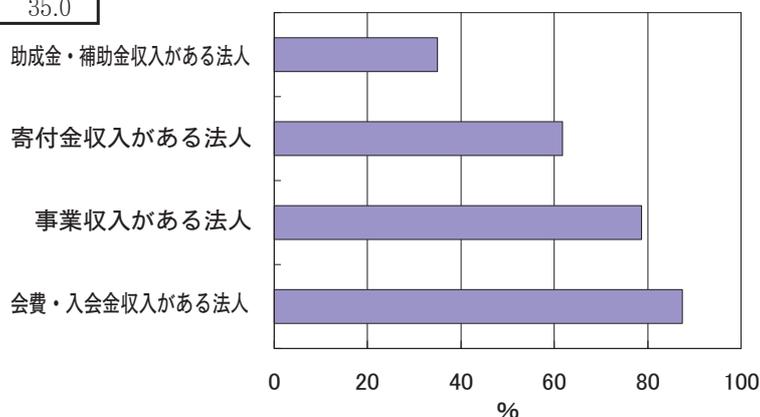
また、「事業収入」があるのは、200法人（78.7%）でほとんどのNPO法人が、運営の基本となる事業収入を確保して活動を行っています。

さらに、「寄附金収入」があるのは、157法人（61.8%）です。

次に、「助成金・補助金収入」があるのは、89法人（35.0%）となっています。

<収入の内容>

区 分	法人	%
会費・入会金収入がある法人	222	87.4
事業収入がある法人	200	78.7
寄付金収入がある法人	157	61.8
助成金・補助金収入がある法人	89	35.0



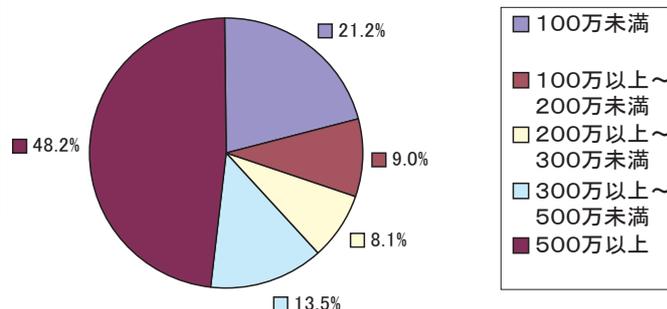
4 全体収入と会費収入の関係

会費収入を集めている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の収入がある」法人で会費収入を集めているのは107法人（48.2%）となっています。

次いで「100万円未満」が47法人（21.2%）、「300万円以上500万円未満」が30法人（13.5%）、「100万円以上200万円未満」が20法人（9.0%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（8.1%）となっています。

<収入と会費収入の有無の関係>

区 分	法人	%
100万未満	47	21.2
100万以上～200万未満	20	9.0
200万以上～300万未満	18	8.1
300万以上～500万未満	30	13.5
500万以上	107	48.2
合 計	222	100.0



5 会費収入の有無と事業収入の関係

「会費収入があり、かつ事業収入ある」のは185法人（72.8%）です。

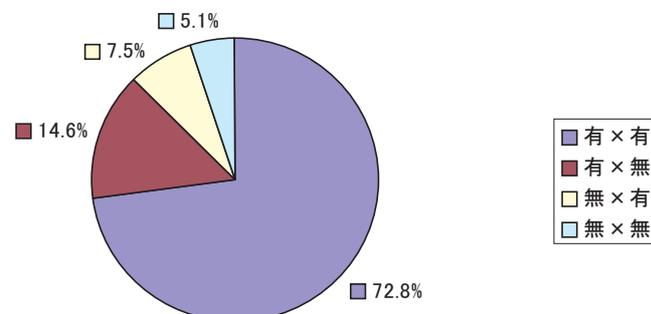
次いで、「会費収入はあるが、事業収入はない」が37法人（14.6%）、「会費収入はないが、事業収入はある」が19法人（7.5%）、「会費収入も事業収入もない」が13法人（5.1%）です。

この結果から、NPO法人の9割近くが会費を徴収し、8割以上の法人が収益事業を行い活動基盤の安定化を図っていることがうかがえます。

<会費収入の有無と事業収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	185	19	204
無	37	13	50
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	72.8	7.5	80.3
無	14.6	5.1	19.7
合計	87.4	12.6	100.0



6 会費収入の有無と寄附金収入の関係

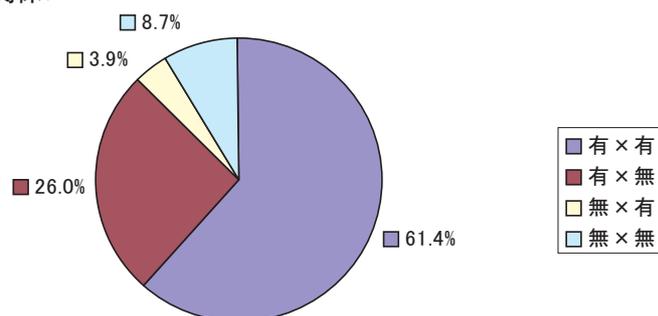
「会費収入があり、かつ寄附金収入ある」のは156法人（61.4％）です。

次いで、「会費収入はあるが、寄附金収入はない」が66法人（26.0％）、「会費収入はないが、寄附金収入はある」が10法人（3.9％）、「会費収入も寄附金収入もない」が22法人（8.7％）となっており、3分の2の法人が、寄附金の多寡は別として、貴重な収入源としている実態がうかがえます。

<会費収入の有無と寄附金収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	156	10	166
無	66	22	88
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	61.4	3.9	65.4
無	26.0	8.7	34.6
合計	87.4	12.6	100.0



7 会費収入の有無と助成金・補助金収入の関係

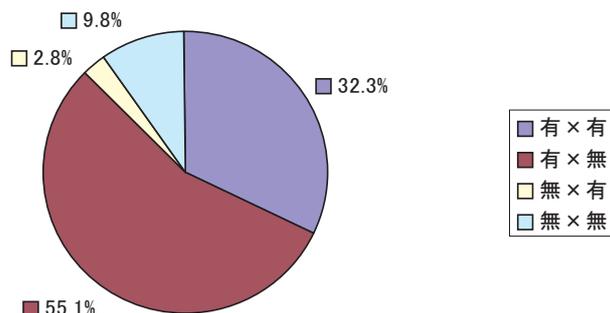
「会費収入があり、かつ助成金・補助金収入ある」のは82法人（32.3％）です。

次いで、「会費収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が140法人（55.1％）、「会費収入はないが、助成金・補助金収入はある」が7法人（2.8％）、「会費収入も助成金・補助金収入もない」が25法人（9.8％）となっており、法人の3分の1が行政や企業からの助成金を受け、全体収入に充当していることがうかがえます。

<会費収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	82	7	89
無	140	25	165
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	32.3	2.8	35.0
無	55.1	9.8	65.0
合計	87.4	12.6	100.0



8 全体収入と事業収入の関係

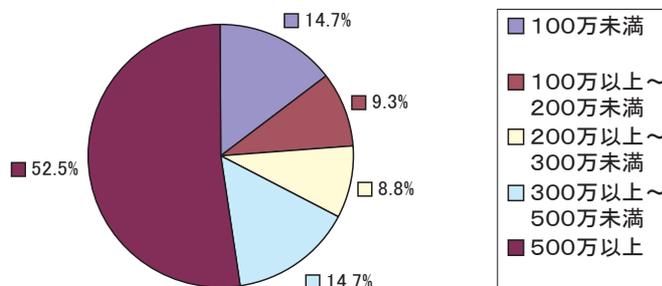
特定非営利活動に係る事業収入を得ている法人の全体収入の規模をみると、「500万円以上の収入がある」のは107法人（52.5％）です。

次いで「100万円未満」及び「300万円以上500万円未満」が共に30法人（14.7％）、「100

万円以上200万円未満」が19法人（9.3%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（8.8%）です。

<収入と事業収入の有無の関係>

区 分	法人	%
100万未満	30	14.7
100万以上～200万未満	19	9.3
200万以上～300万未満	18	8.8
300万以上～500万未満	30	14.7
500万以上	107	52.5
合 計	222	100.0



9 事業収入の有無と寄附金収入の関係

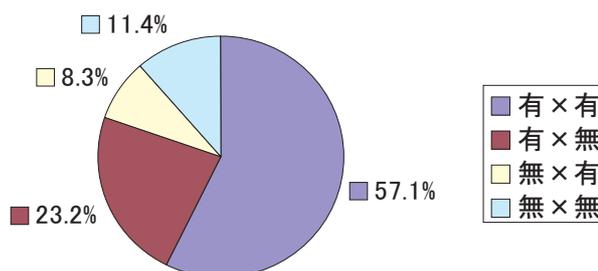
「事業収入があり、かつ寄附金収入ある」のは145法人（57.1%）です。

次いで、「事業収入はあるが、寄附金収入はない」が59法人（23.2%）、「事業収入はないが、寄附金収入はある」が21法人（8.3%）、「事業収入も寄附金収入もない」が29法人（11.4%）です。

<事業収入の有無と寄附金収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	145	21	166
無	59	29	88
合 計	204	50	254

全体100%	有	無	合計
有	57.1	8.3	65.4
無	23.2	11.4	34.6
合 計	80.3	19.7	100.0



10 事業収入の有無と助成金・補助金収入の関係

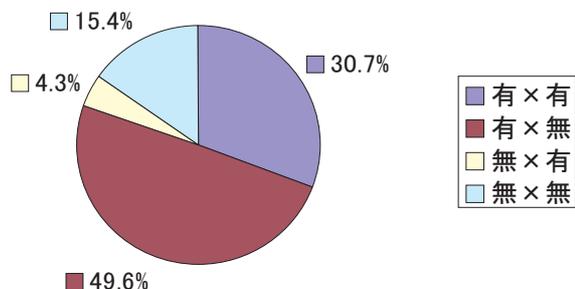
「事業収入があり、かつ助成金・補助金収入ある」のは78法人（30.7%）です。

次いで、「事業収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が126法人（49.6%）、「事業収入はないが、助成金・補助金収入はある」が11法人（4.3%）、「会費収入も助成金・補助金収入もない」が39法人（15.4%）です。

<事業収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	78	11	89
無	126	39	165
合計	204	50	254

全体100%	有	無	合計
有	30.7	4.3	35.0
無	49.6	15.4	65.0
合計	80.3	19.7	100.0



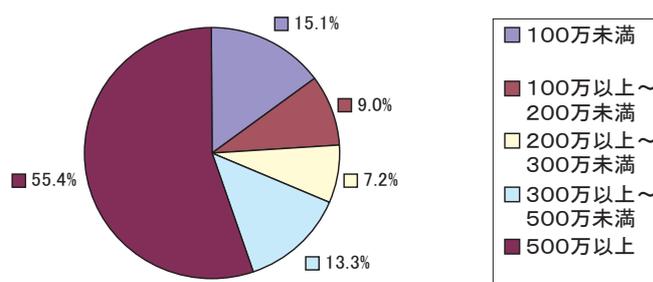
11 全体収入と寄附金収入の関係

企業や個人などから寄附金収入を集めている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみますと、「500万円以上の収入がある」法人で寄附金収入を集めているのは92法人（55.4%）です。

次いで「100万円未満」が25法人（15.1%）、「300万円以上500万円未満」が22法人（13.3%）、「100万円以上200万円未満」が15法人（9.0%）、「200万円以上300万円未満」が12法人（7.2%）です。

<全体収入と寄附金収入の有無の関係>

区分	法人	%
100万未満	25	15.1
100万以上～200万未満	15	9.0
200万以上～300万未満	12	7.2
300万以上～500万未満	22	13.3
500万以上	92	55.4
合計	222	100.0



12 寄附金収入の有無と助成金・補助金収入の関係

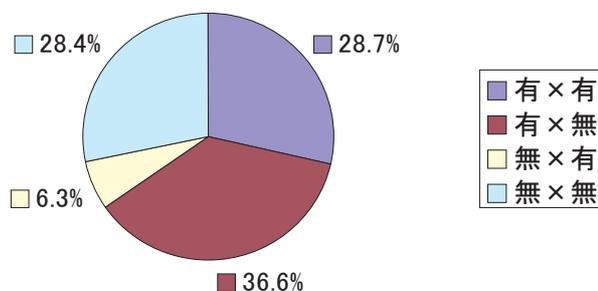
「寄附金収入があり、かつ助成金・補助金収入がある」のは73法人（28.7%）です。

次いで、「寄附金収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が93法人（36.6%）、「寄附金収入はないが、助成金・補助金収入はある」が16法人（6.3%）、「寄附金収入も助成金・補助金収入もない」が72法人（28.4%）です。

<寄付金収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	73	16	89
無	93	72	165
合計	166	88	254

全体100%	有	無	合計
有	28.7	6.3	35.0
無	36.6	28.4	65.0
合計	65.3	34.7	100.0



13 寄附金と地域の関係

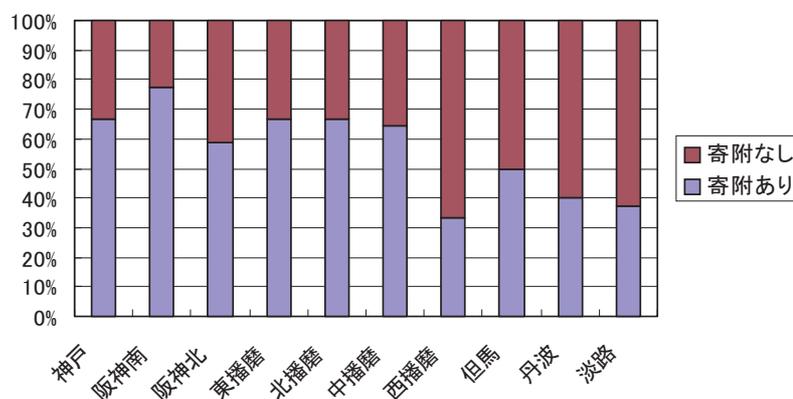
地域によって、寄附金収入がある法人はどれくらいあるのかを調査してみました。

「阪神南地域」の約8割をはじめとして、「神戸地域」「東播磨地域」「北播磨地域」で6割を超えています。

一方で、「西播磨地域」「淡路地域」での寄附の割合が4割を割っています。

<寄附金と地域の関係>

	法人数	寄附あり	%	寄附なし	%
神戸	127	85	66.9	42	33.1
阪神南	40	31	77.5	9	22.5
阪神北	29	17	58.6	12	41.4
東播磨	18	12	66.7	6	33.3
北播磨	6	4	66.7	2	33.3
中播磨	14	9	64.3	5	35.7
西播磨	3	1	33.3	2	66.7
但馬	4	2	50.0	2	50.0
丹波	5	2	40.0	3	60.0
淡路	8	3	37.5	5	62.5



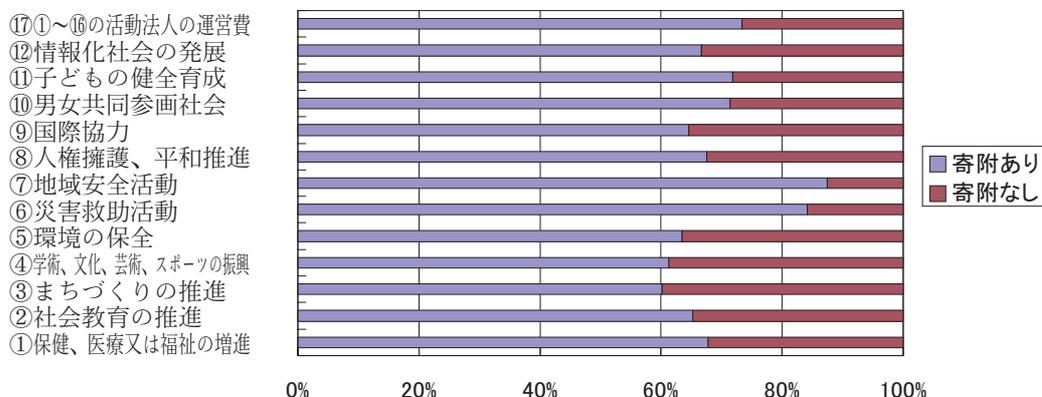
14 寄附金と活動分野の関係

活動分野によって、寄附金収入がある法人はどれくらいあるのかを調査してみました。高い割合を示したのが、「災害救助活動」「地域安全活動」で、8割を超えています。

また、全ての分野で、3分の2以上の法人が寄附金を収入財源としていることがわかりました。

<寄付金と活動分野の関係>

	法人数	寄附あり	%	寄附なし	%
①保健、医療又は福祉の増進	155	105	67.7	50	32.3
②社会教育の推進	121	79	65.3	42	34.7
③まちづくりの推進	118	71	60.2	47	39.8
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	80	49	61.3	31	38.8
⑤環境の保全	74	47	63.5	27	36.5
⑥災害救助活動	19	16	84.2	3	15.8
⑦地域安全活動	16	14	87.5	2	12.5
⑧人権擁護、平和推進	40	27	67.5	13	32.5
⑨国際協力	48	31	64.6	17	35.4
⑩男女共同参画社会	14	10	71.4	4	28.6
⑪子どもの健全育成	103	74	71.8	29	28.2
⑫情報化社会の発展	3	2	66.7	1	33.3
⑬①～⑯の活動法人の運営費	90	66	73.3	24	26.7



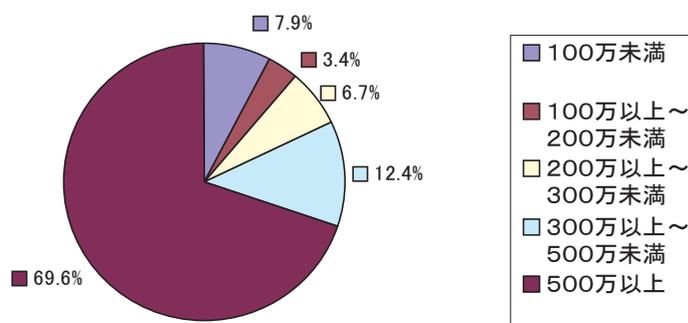
15 全体収入と助成金・補助金収入の関係

また、助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見ると、「500万円以上の収入がある」法人で助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ているのは62法人（69.6%）となっております。

次いで「300万円以上500万円未満」が11法人（12.4%）、「100万円未満」が7法人（7.9%）、「200万円以上300万円未満」が6法人（6.7%）、「100万円以上200万円未満」です。収入規模の大きい法人が、相対的に助成金等を受けていることがうかがえます。

<収入×助成金・補助金の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	7	3	6	11	62	89



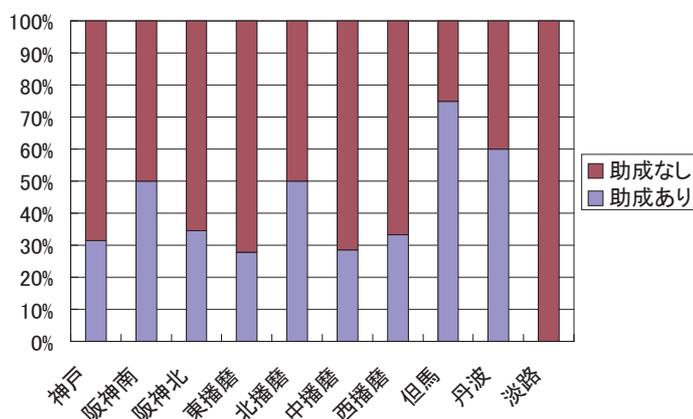
16 助成金・補助金と地域の関係

地域による助成金・補助金収入の違いをみてみました。

「但馬地域」「丹波地域」では6割を超え、「淡路地域」では、助成金等を受けている法人が全てないという極端な結果が表われ、他の地域では、3～5割というのが、平均と言えます。

<助成金・補助金と地域の関係>

	法人数	助成あり	%	助成なし	%
神戸	127	40	31.5	87	68.5
阪神南	40	20	50.0	20	50.0
阪神北	29	10	34.5	19	65.5
東播磨	18	5	27.8	13	72.2
北播磨	6	3	50.0	3	50.0
中播磨	14	4	28.6	10	71.4
西播磨	3	1	33.3	2	66.7
但馬	4	3	75.0	1	25.0
丹波	5	3	60.0	2	40.0
淡路	8	0	0	8	100.0



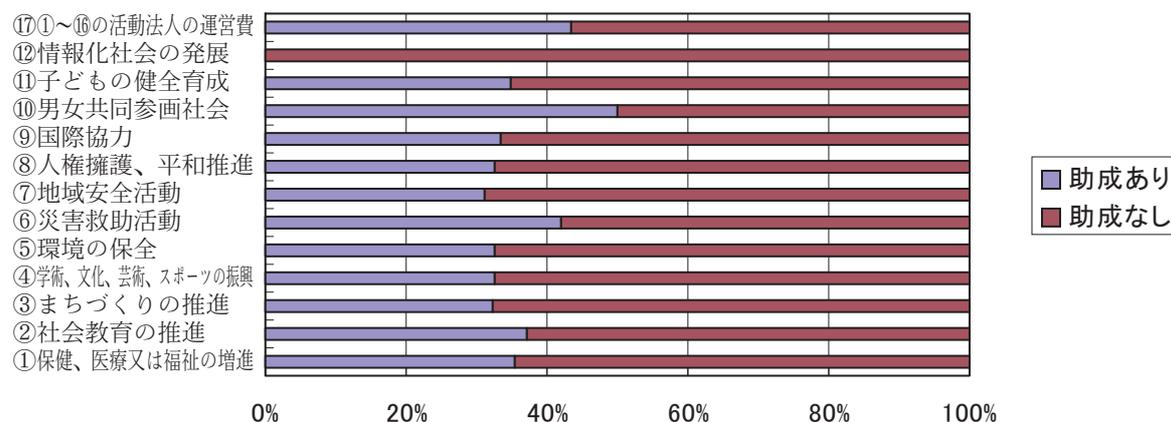
17 助成金・補助金と活動分野の関係

活動分野によって、助成金・補助金収入がある法人がどれくらいあるのかを調査してみました。

我々の予想に反して、分野別には助成金を受けている割合が全ての分野で約3～4割で均衡しており、大きな差異がないことがわかりました。

<助成金・補助金と活動分野の関係>

	法人数	助成あり	%	助成なし	%
①保健、医療又は福祉の増進	155	55	35.5	100	64.5
②社会教育の推進	121	45	37.2	76	62.8
③まちづくりの推進	118	38	32.2	80	67.8
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	80	26	32.5	54	67.5
⑤環境の保全	74	24	32.4	50	67.6
⑥災害救助活動	19	8	42.1	11	57.9
⑦地域安全活動	16	5	31.3	11	68.8
⑧人権擁護、平和推進	40	13	32.5	27	67.5
⑨国際協力	48	16	33.3	32	66.7
⑩男女共同参画社会	14	7	50.0	7	50.0
⑪子どもの健全育成	103	36	35.0	67	65.1
⑫情報化社会の発展	3	0	0.0	3	100.0
⑬⑭⑮の活動法人の運営費	90	39	43.3	51	56.7



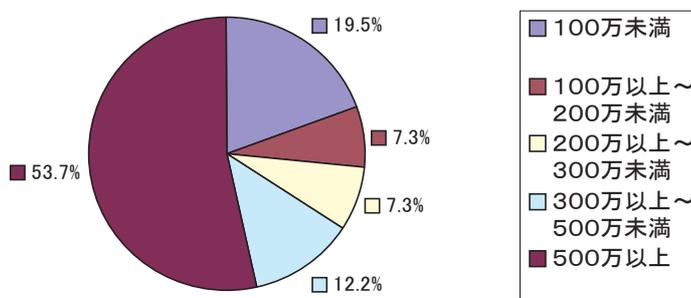
18 全体収入と収益事業収入の関係

その他の収益事業収入を得ている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の収入がある」法人でその他の収益事業収入を得ているのは22法人（53.7%）となっています。

次いで「100万円未満」が8法人（19.5%）、「300万円以上500万円未満」が5法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」及び「200万円以上300万円未満」が共に3法人（7.3%）となっており、概して、収入規模の大きい法人ほど、本来事業とは別に、その他の収益事業からの収入も得ており、これはスタッフの多寡が影響しているのではないかと考えられます。

<収入と収益事業の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	8	3	3	5	22	41
割合(%)	19.5	7.3	7.3	12.2	53.7	100.0



19 支出金額

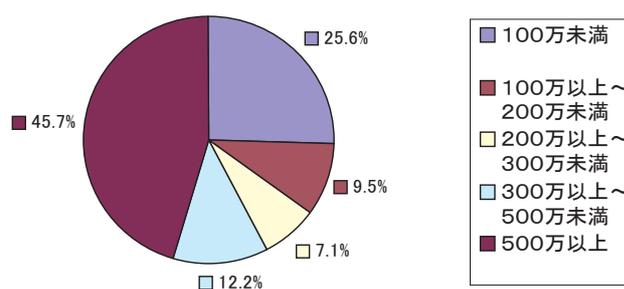
ここまでは、収入に関することを調べてきましたが、次に支出はどうなっているかを見ていきます。

「500万円以上の支出がある」のは、116法人（45.7%）となっています。

次いで、「100万円未満」が65法人（25.6%）、「300万円以上500万円未満」が31法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が24法人（9.5%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（7.1%）となっており、当然の結果としてその割合は、収入とリンクしています。

<会計規模（支出額）>

金額	法人	%
100万未満	65	25.6
100万以上～200万未満	24	9.5
200万以上～300万未満	18	7.1
300万以上～500万未満	31	12.2
500万以上	116	45.7
合計	254	100.0



20 支出金額の内、事業費が占める割合

NPO法人は、ボランティア法人・ボランティアグループとは異なり、活動基盤の強化に向け一定の収益を見込んで事業を行います。

理想としては、特定非営利活動に係る事業展開の対価から、法人のミッションを成し遂げるだけの収益を上げ、その他の収益事業で法人の一般的経費、人件費、事務所借上げ費用などをまかなうことができればよいのですが、現実には、なかなかそこまで至っ

ていない法人が多いようです。

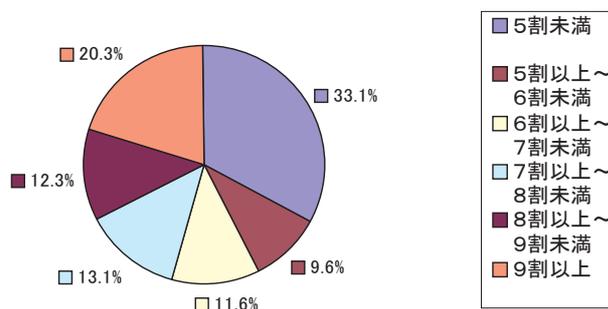
ここからは、支出に占める事業費と管理費の割合を調べます。

事業費とは、法人の事業のために直接かかる支出で、事業実施のための人件費や交通費等の費用も含まれます。

全体の事業活動に占める特定非営利活動に占める割合は2分の1を超えることが求められていますが、3分の2が5割以上となっています。残りの3分の1が5割未満となっています。

<支出の内、事業費が占める割合>

	法人	%
5割未満	83	33.1
5割以上～6割未満	24	9.6
6割以上～7割未満	29	11.6
7割以上～8割未満	33	13.1
8割以上～9割未満	31	12.3
9割以上	51	20.3
合計	251	100.0



※3団体については不明

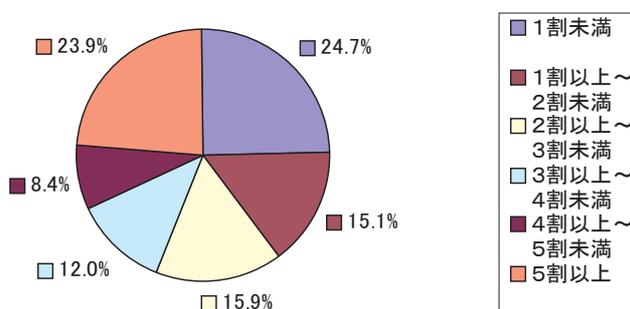
21 支出金額の内、管理費が占める割合

管理費とは、法人の運営に係る基礎的な経済管理のための費用を示し、総会・理事会の開催費、役員報酬、人件費、光熱水費等が挙げられます。

通常、全体の事業活動に占める管理費に占める割合は2分の1であることが求められますが、支出金額の内、管理費が占める割合を見てみますと、「5割未満」が約8割を占め、191法人（76.1%）、「5割以上」が60法人（23.9%）となっています。

<支出の内、管理費が占める割合>

	法人	%
1割未満	62	24.7
1割以上～2割未満	38	15.1
2割以上～3割未満	40	15.9
3割以上～4割未満	30	12.0
4割以上～5割未満	21	8.4
5割以上	60	23.9
合計	251	100.0



※3団体については不明

22 管理費の内、人件費が占める割合

さらに、管理費における人件費の割合も調べてみました。

NPO法人は多くの事業を抱え、日々の収入及び支出の事務、社員・会員等の管理、

予算・決算事務など、実に多くの事務をこなさなければなりません。それらの事務はどれも重要なものであり、責任を持って対処することが求められます。

そこで、法人としては、適正な給与等を支払い、日々の運営・事務を行わなければなりません。

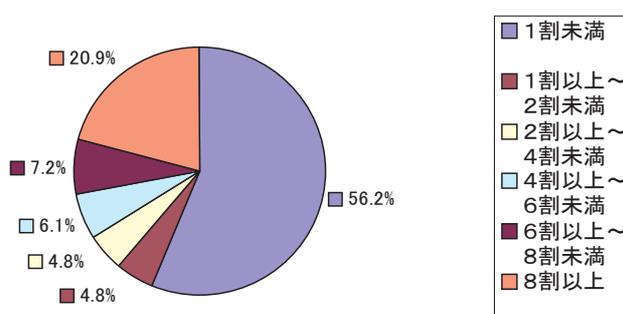
人件費と言っても、役員のうち報酬を受けている者の人件費、事務所等において事務を行っている者の人件費など、様々なものがあると考えられますが、ここでは、一括して「人件費」として収支計算書に記載されている部分について調査しました。

「1割未満」が140法人（56.2%）で、「1割以上8割未満」が57法人（22.9%）となっています。

一方、管理費に人件費の占める割合が「8割以上」の法人が、52法人（20.9%）となっています。

<管理費の内、人件費が占める割合>

	法人	%
1割未満	140	56.2
1割以上～2割未満	12	4.8
2割以上～4割未満	12	4.8
4割以上～6割未満	15	6.1
6割以上～8割未満	18	7.2
8割以上	52	20.9
合計	249	100.0



※5団体については不明

23 人件費と地域の関係

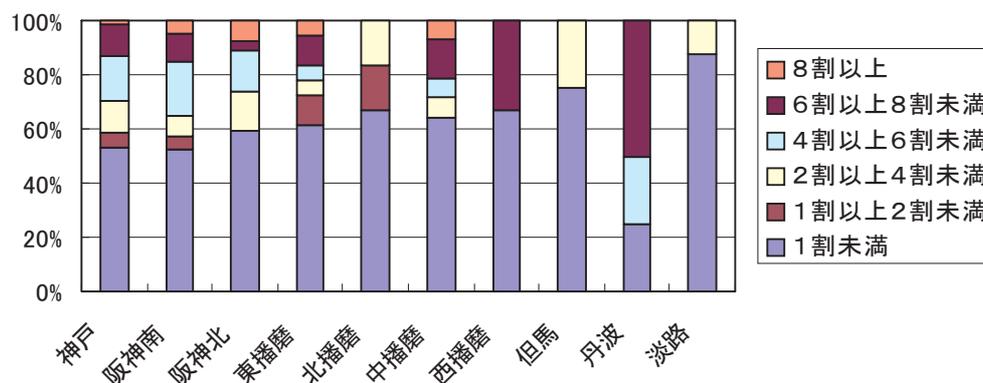
地域ごとにNPO法人の支出における人件費の割合がどのようになっているのかを調査しました。

共通しているのは、調査客体の少ない地域（10件以下）を除き、「1割未満」が5～6割を占めています。大きな差異が認められるのは、調査客体が少ないとはいえ「淡路・但馬地域」で「1割未満」が7割を超え、次に「丹波地域では」、「4割以上」が4分の3を占めています。

<人件費と地域の関係>

区分	神戸		阪神南		阪神北		東播磨		北播磨		中播磨		西播磨		但馬		丹波		淡路	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%												
1割未満	66	52.8	21	52.5	16	59.3	11	61.0	4	66.6	9	64.3	2	66.7	3	75.0	1	25.0	7	87.5
1割以上2割未満	7	5.6	2	5.0	0	0	2	11.1	1	16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2割以上4割未満	15	12.0	3	7.5	4	14.8	1	5.6	1	16.7	1	7.1	0	0	1	25.0	0	0	1	12.5
4割以上6割未満	21	16.8	8	20.0	4	14.8	1	5.6	0	0	1	7.1	0	0	0	0	1	25.0	0	0
6割以上8割未満	14	11.2	4	10.0	1	3.7	2	11.1	0	0	2	14.4	1	33.3	0	0	2	50.0	0	0
8割以上	2	1.6	2	5.0	2	7.4	1	5.6	0	0	1	7.1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	125	100.0	40	100.0	27	100.0	18	100.0	6	100.0	14	100.0	3	100.0	4	100.0	4	100.0	8	100.0

管理費の内、人件費の割合×所在地



24 管理費の内、施設維持費が占める割合

NPO法人は活動の拠点となる事務所を有しています。法人によっては、社員が所有する自宅などを無償で事務所として提供している場合もありますし、家主の善意により無償で事務所を借上げている場合などがありますが、多くは賃貸借契約を結んで、有料で事務所を借上げています。

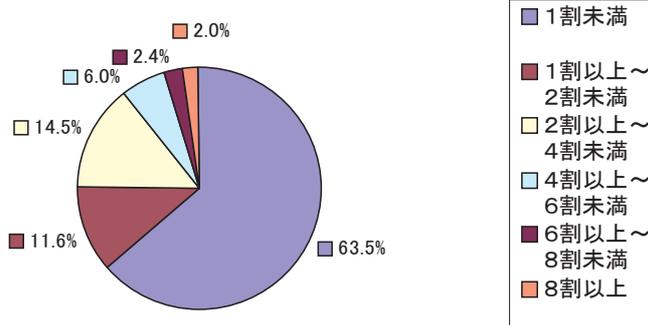
また、事務所を構えている以上、水道料金、電気・ガス代など、多くの維持管理費がかかります。

そこで、管理費の内、施設維持費が占める割合も調査してみました。

「1割未満」が158法人（63.5%）、「1割以上8割未満」が86法人で全体の約3割、「8割以上」が5法人（2.0%）と、ごく一部の法人になっています。

<管理費の内、施設維持費が占める割合>

	法人	%
1割未満	158	63.5
1割以上～2割未満	29	11.6
2割以上～4割未満	36	14.5
4割以上～6割未満	15	6.0
6割以上～8割未満	6	2.4
8割以上	5	2.0
合計	249	100.0



※5団体については不明

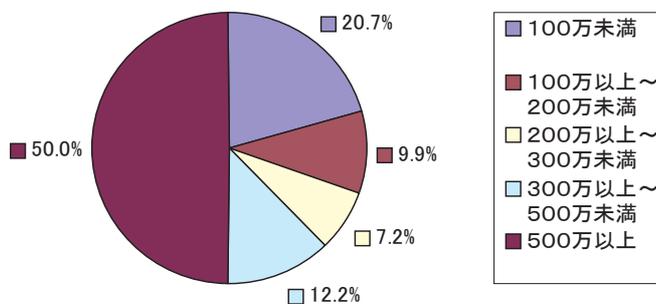
25 全体支出と会費収入の関係

次に、会費収入を集めている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみますと、「500万円以上の支出がある」法人で会費収入を集めているのは111法人（50.0%）となっています。

一方で「100万円未満」が46法人（20.7%）となっています。

<支出と会費収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	46	22	16	27	111	222
割合(%)	20.7	9.9	7.2	12.2	50.0	100.0



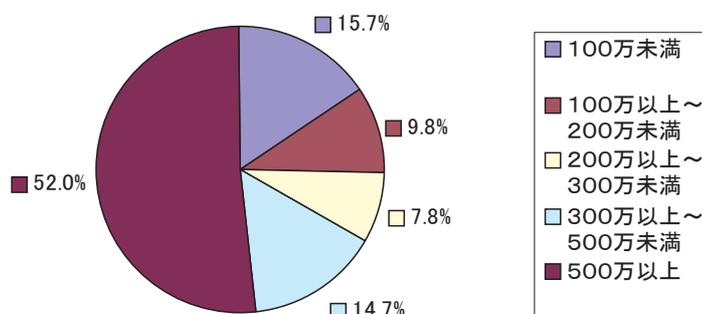
26 全体支出と事業費収入の関係

特定非営利活動に係る事業収入を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみますと、「500万円以上の支出がある」法人で特定非営利活動に係る事業収入を得ているのは106法人（52.0%）となっています。

一方、「100万円未満」が32法人（15.7%）で、会費収入と同じような傾向にあります。

<支出と事業収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	32	20	16	30	106	224
割合(%)	15.7	9.8	7.8	14.7	52.0	100.0



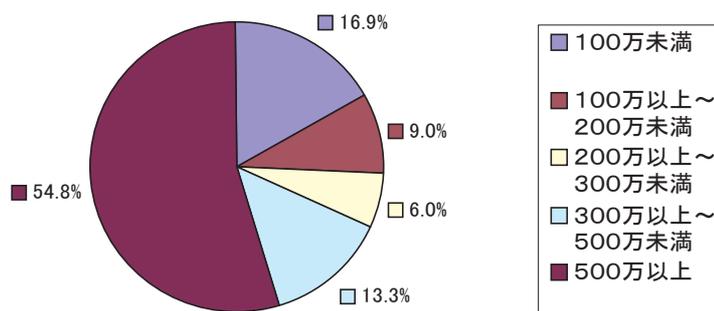
27 全体支出と寄附金収入の関係

企業や個人などから寄附金収入を集めている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てもみると、「500万円以上の支出がある」法人で企業や個人などから寄附金収入を集めているのは91法人（54.8%）となっています。

一方「100万円未満」が28法人（16.9%）で、全体支出と会費収入・事業収入・寄附金収入の関係は、支出規模に応じて、その割合がほとんど同じ傾向にあることがうかがえます。

<支出と寄付金収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	28	15	10	22	91	166
割合(%)	16.9	9.0	6.0	13.3	54.8	100.0



28 全体支出と助成金・補助金収入の関係

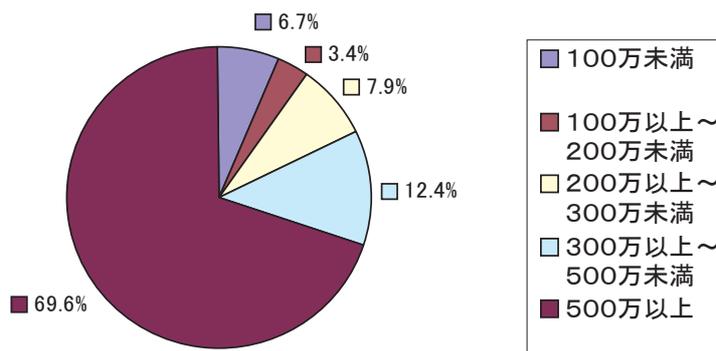
次に、助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てもみると、「500万円以上の支出がある」法人で助成金又は補助金を得ているのは62法人（69.6%）となっています。

次いで「300万円以上500万円未満」が11法人（12.4%）、「200万円以上300万円未満」が

7法人（7.9%）、「100万円未満」が6法人（6.7%）、「100万円以上200万円未満」が3法人（3.4%）となっており、会費収入・事業費収入・寄附金収入とは明らかに傾向の違いがあることが読みとれます。

<支出と助成金・補助金の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	0	3	7	11	62	89
割合(%)	6.7	3.4	7.9	12.4	69.6	100.0



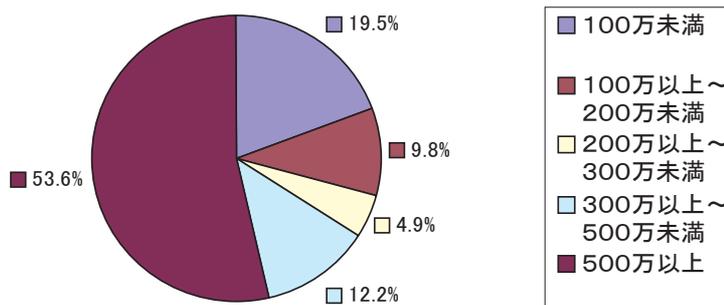
29 全体支出と収益事業収入の関係

また、その他の収益事業収入を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみますと、「500万円以上の支出がある」法人でその他の収益事業収入を得ているのは22法人（53.6%）となっています。

次いで「100万円未満」が8法人（19.5%）、「300万円以上500万円未満」が5法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が4法人（9.8%）、「200万円以上300万円未満」が2法人（4.9%）となっており、支出の多寡が、その他の収益事業収入に必ずしも連動していないことがうかがえます。

<支出と収益事業の有無の関係>

	100万未満	100万以上～ 200万未満	200万以上～ 300万未満	300万以上～ 500万未満	500万以上	合計
法人数	8	4	2	5	22	41
割合(%)	19.5	9.8	4.9	12.2	53.6	100.0



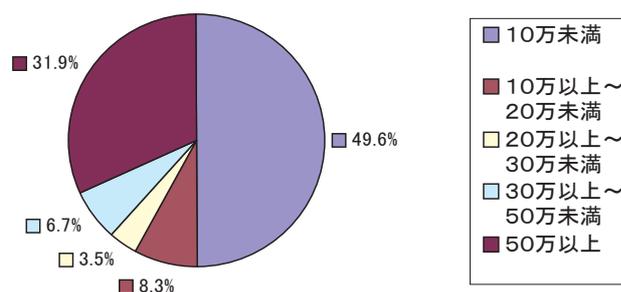
30 収支差額

さらに、参考までに収支差額についても調査しました。

「10万円未満の収支差額がある」のは、126法人（49.6%）、次いで、「50万円以上」が81法人（31.9%）、「10万円以上20万円未満」が21法人（8.3%）、「30万円以上50万円未満」が17法人（6.7%）、「20万円以上30万円未満」が9法人（3.5%）となっており、財政状況の厳しい法人が約半分を占めています。

<会計規模（収支差額）>

金額	法人	%
10万未満	126	49.6
10万以上～20万未満	21	8.3
20万以上～30万未満	9	3.5
30万以上～50万未満	17	6.7
50万以上	81	31.9
合計	254	100.0



31 流動資産

一般的に流動資産とは、貸借対照表資産の部の一区分で、現金預金、未収金、前払賃借料、営業債権（売掛金）、有価証券等の当座資産、商品、原材料、仕掛品等の棚卸資産、及び短期貸付金などの短期性資産のことをいいます。

流動資産は、比較的短期間内に支払い手段に充当できる資産であり、流動負債との関係を示す流動比率は企業の安全性判断の重要な指標として用いられています。

今回は、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から流動資産の金額だけを読み取ってデータ化しました。

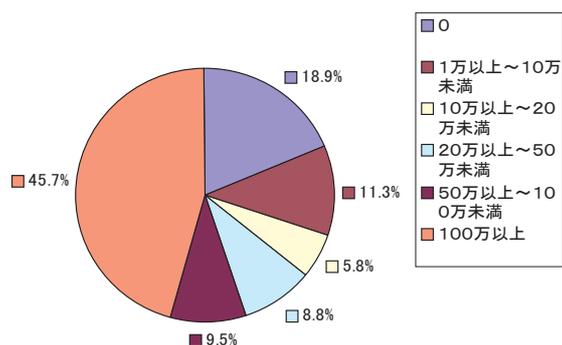
流動資産が「100万円以上」と記載しているのは150法人（45.7%）とほぼ半数となっています。

「1万円以上100万円未満」が116法人（35.4%）となっています。

なお、調査したNPO法人の内、62法人（18.9%）については、流動資産が0円と記載しています。

<流動資産>

金額	法人	%
0	62	18.9
1万以上～10万未満	37	11.3
10万以上～20万未満	19	5.8
20万以上～50万未満	29	8.8
50万以上～100万未満	31	9.5
100万以上	150	45.7
合計	328	100.0



※51団体については不明

32 固定資産

次に「固定資産」ですが、一般的には、流動資産と同じく貸借対照表資産の部の一区分で、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産からなっています。

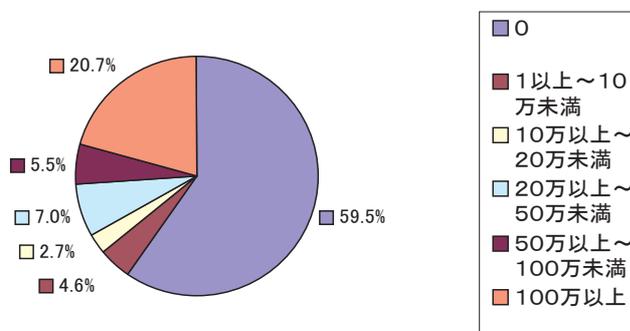
さて、固定資産につきましても、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しました。

固定資産が「100万円以上」と記載しているのは68法人（20.7%）となっており、こちらは先ほどの流動資産とは違い、あまり高額な資産を所有していないことがわかります。

特筆されるのは、調査したNPO法人の内、195もの法人（59.5%）が固定資産0円と記載しており、ソフトだけで活動している法人が約6割も存在していることです。

<固定資産>

金額	法人	%
0	195	59.5
1以上～10万未満	15	4.6
10万以上～20万未満	9	2.7
20万以上～50万未満	23	7.0
50万以上～100万未満	18	5.5
100万以上	68	20.7
合計	328	100.0



※51団体については不明

33 負債

負債とは、借入金や買掛金など、いつか誰かに返済しなければならない「法律上の債務」であるものが計上されます。

また、法律上の債務とは言えませんが、未払費用や引当金といった、将来かなり高い確率で何らかの支払義務を企業にもたらす可能性が高い費用も計上されます。

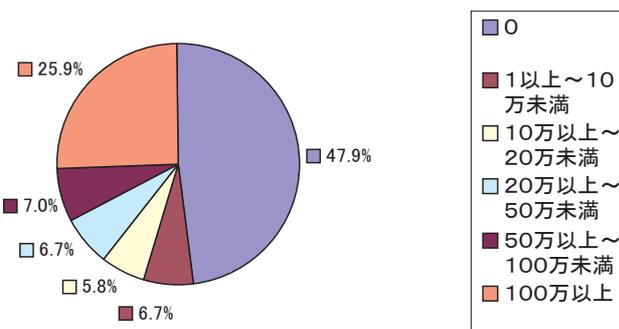
つまり、負債の本質を法律上の債務ではなく経済的な負担であるととらえることにより、これらは当然貸借対照表の負債の部に計上されなければならないものとして計上されているわけです。

負債についても、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しましたが、「100万円以上」の負債があると記載しているのは85法人（25.9%）となっており、約4分の1の法人が、負債を抱えていることがわかります。

特筆されるのは、調査したNPO法人の内、157もの法人（47.9%）が負債0円と記載しており、約半数の法人がいわゆる借金を行わず活動していることがわかります。

<負債>

金額	法人	%
0	157	47.9
1以上～10万未満	22	6.7
10万以上～20万未満	19	5.8
20万以上～50万未満	22	6.7
50万以上～100万未満	23	7.0
100万以上	85	25.9
合計	328	100.0



※51団体については不明

34 純資産

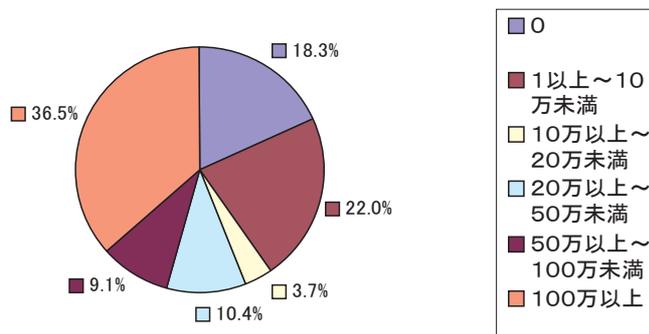
純資産とは、借入金（他人資本）を除いた会社の資本金、法定準備金、剰余金の合計です。

純資産につきましても、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しましたが、「100万円以上」の純資産があると記載しているのは120法人（36.5%）となっており、約4割にのぼっています。

なお、調査したNPO法人の内、60法人（18.3%）が純資産0円と記載しており、流動資産とニアイコールの数値を示しているのが特徴です。

<純資産>

金額	法人	%
0	60	18.3
1以上～10万未満	72	22.0
10万以上～20万未満	12	3.7
20万以上～50万未満	34	10.4
50万以上～100万未満	30	9.1
100万以上	120	36.5
合計	328	100.0



※51団体については不明

35 会計年度

NPO法第27条の規定は、NPO法人の自主性、自立性を重視するために、特別法としてその条文の中に「採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと」と明記されています。

日本の多くの企業及び法人が、4月1日から翌年の3月31日までとなっているのは、国の会計年度に合わせているためですが、ドイツ、フランス、イタリアなどでは暦年と同じく1月1日から12月31日までが最も多く、アメリカでは1977年から7月1日から翌年の6月末日までであったものを、10月1日から翌年の9月30日までに改めています。

日本と同じように4月1日から翌年の3月31日までとしているのは、イギリスやカナダなどの国です。

では、兵庫県内のNPO法人の会計年度はどのようになっているのでしょうか。

やはり、日本の基本的会計年度である「4月1日から翌年の3月31日まで」が316法人(83.4%)と圧倒的に多いことがわかります。

次に、暦年を採用した「1月1日から12月31日まで」が22法人(5.8%)となっています。残りの41法人が約1割を占め、それ以外の会計年度を設けています。

<会計年度基準>

事業年度	法人	%
4月～3月	316	83.4
5月～4月	7	1.9
6月～5月	5	1.3
7月～6月	9	2.4
8月～7月	2	0.5
9月～8月	8	2.1
10月～9月	4	1.1
11月～10月	4	1.1
12月～11月	0	0
1月～12月	22	5.8
2月～1月	0	0
3月～2月	1	0.2
その他	1	0.2
合計	379	100.0

